

第56回日本肝臓学会総会 応募演題の 카테고리を判断するためのフローチャート

個々の研究については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に基づいて各研究者で確認すること。

Start

あなたの発表・論文の内容は以下の条件にあてはまりますか？

- ヒト ES 細胞, ヒト iPS 細胞, ヒト組織幹細胞を利用した臨床研究である(但し, これらの細胞を用いた基礎研究のみであれば NO へ進む).
- ヒトの遺伝子治療に関する研究.

YES → E

ヒト ES 細胞や iPS 細胞, 組織幹細胞を利用した臨床研究. ヒトの遺伝子治療に関する研究

「遺伝子治療臨床研究に関する指針」, 「再生医療等安全性確保法」を遵守.

以下の何れかに該当する

- 動物実験や一般に入手可能な細胞 (iPS 細胞, 組織幹細胞を含む) を用いた基礎的研究である.
- 9例以下をまとめた研究性のない症例報告 (注1) である.
- 法令に基づく研究である (臨床研究法, 再生医療等安全性確保法は除く).
- 既に学術的な価値が定まり, 研究用として広く利用され, かつ, 一般に入手可能な試料・情報を用いた研究である.
- 既に匿名化 (対応表が作成されていない, あるいはどこにも存在しないもの) されている試料・情報を用いた研究である. 但し, 体細胞由来のゲノムデータ解析は除く.
- 既に作成されている匿名加工情報 (注2) または非識別加工情報を用いた研究である.
- 論文や公開されているデータベース, ガイドラインのみを用いた研究である.

研究目的で新たに試料・情報を取得する

YES → 割り付けする or 診療行為に制限を与える (単アーム) or 研究目的で行う検査および治療が通常の診療を超えて患者の治療方針や予後に影響を与える

NO → 既存の試料・情報 (注3) を用いた研究

NO → 侵襲, 軽微な侵襲を伴う (侵襲は無くとも生体試料を取得する研究は YES に進む)

- ・侵襲 (CT, 造影 MRI, PET, 内視鏡, 生検等)
- ・軽微な侵襲 (単純 MRI, 採血等)
- ・侵襲なし (尿・便などの排泄物を採取等)

YES → 医薬品・医療機器等の有効性・安全性の評価

NO → 健康食品, 体外診断薬, 医療手技等の評価

YES → 以下の何れかに該当

- ・未承認または適応外の医薬品・医療機器等を使用
- ・企業からの資金提供を受けている

A

倫理審査が不要な研究

倫理審査委員会の審査と承諾は不要. 症例報告等において個人情報, 要配慮個人情報を用いる場合は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守.

B₁

観察研究

- ◆ 既存の試料・情報を用いる観察研究
- ◆ 研究目的で新たに情報のみを取得する観察研究であって, 侵襲を伴わない研究

以下の要件をすべて満たす必要がある.

- 倫理審査委員会や治験審査委員会 (IRB), あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可.
- オプトアウト (注4) の利用可.

※新たに情報を取得する場合は原則個人情報保護法等の趣旨に沿った適切な同意が必要である.
※研究に個人識別符号が含まれる場合は原則文書同意が必要

B₂

観察研究

- ◆ 研究目的で新たに情報を取得する際に侵襲または軽微な侵襲を伴う観察研究
- ◆ 研究目的で新たに情報に加えて試料を取得する観察研究

以下の要件をすべて満たす必要がある.

- 倫理審査委員会や治験審査委員会 (IRB), あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可.
- 研究対象者もしくは代諾者の文書同意.

※侵襲を伴わない場合は口頭同意でも可, ただし, 研究に個人識別符号が含まれる場合は原則文書同意が必要.
※子孫に受け継がれていく生殖細胞系列変異又は多型性 (germline mutation or polymorphism) を解析する研究は「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」も遵守

C

介入研究

「臨床研究法」の適用されない介入研究

以下の要件をすべて満たす必要がある.

- 倫理審査委員会や治験審査委員会 (IRB), あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可.
- 研究対象者もしくは代諾者の文書同意.
- 公開データベースへ登録.

※侵襲を伴わない場合は口頭同意でも可. ただし, 研究に個人識別符号が含まれる場合は原則文書同意が必要.

D₁

介入研究

「臨床研究法」の遵守努力義務の対象となる研究

「臨床研究法」の遵守努力義務の研究です. (注5)

NO

D₂

介入研究

「臨床研究法」の遵守義務の対象となる研究

特定臨床研究です. 「臨床研究法」の遵守義務の対象です. (注5)

※注1～注5については, 別頁を参照ください.